

進路だより



令和7年 5月 22日 ⑤
五霊中進路指導部 今村浩一

令和8年度(2026年度)熊本県育英資金予約者募集のお知らせ

熊本県では、向学心に富む学生又は生徒で、経済的理由により就学困難な方に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的として、奨学金制度を設け、令和8年度(2026年度)に高等学校等へ入学予定の中学生を対象として育英資金の貸与予約を下記の通り募集します。

申請を希望されるご家庭は、7月下旬に実施される三者教育相談の時に、担任に申し出て下さい。書類を保護者にお渡しします。その後、必要書類をそろえて8月20日(水)までに、進路担当の今村まで提出してください(生徒を通してでも構いません)。構いません。

確認後、熊本県教育委員会(高校教育課)へ提出し、審査及び選考の後に、12月に結果通知が届きます。くれぐれも提出遅れがないようにお願いします。(家族全員の住民票などの添付書類もお忘れなきようにお願いします。)わからない場合は、中学校の今村までご連絡ください。

教育相談で受け取ったものの、再度の家族会議等で希望しなくなった場合も、お手数をおかけしますが、何も記入しなかった申請書類をそのまま今村までお返し下さい。

- 育英資金は、貸与されるものであり、必ず返還が必要です。
- 返還金は、再び後輩の育英資金として活用されています。



申請の資格 申請者の資格は、以下の各項目のすべてに該当する者としてします。

- ①申請者と生計を共にしている家族で、その生計を主に維持している者が熊本県内に居住していること。
- ②高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)に、次年度に入学する予定であって、育英資金の貸与が必要であると認められること。
- ③各世帯の家計状況が、次のア～ウのいずれかに該当すること。
 - ア 申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている場合。
 - イ 申請者の属する世帯で収入がある者全員が、地方税法の規定により、市町村税が非課税又は減免になっている場合。
 - ウ 申請者の属する世帯の所得合計が、生活保護法における基準額の2倍以下の場合。
- ④地方公共団体、公益法人、学校法人等から現に学資の貸与を受けていないこと。
- ⑤貸与した育英資金の返還が確実と認められること。

※「令和8年度(2026年度)熊本県育英資金貸与予約者募集のお知らせ」を裏面に載せておきますので、よくお読みください。なお、詳細については右のQRコードから「熊本県育英資金 貸与予約者募集のしおり」をご覧ください。

※文部科学省の「高等学校等就学支援金・臨時支援金リーフレット」及び「高校生等奨学給付金リーフレット」は下記のQRコードをご覧ください。

手続きは、進学先の学校でおこなってください。



(熊本県育英資金)

高等学校等就学支援金
高校生臨時支援金
リーフレット QR コード
(文部科学省)



高校生等就学給付金
リーフレット QR コード
(文部科学省)

